



2016年5月12日

各位

会社名 株式会社りそなホールディングス  
代表者名 取締役兼代表執行役社長 東 和 浩  
(コード番号 8308 東証一部)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2016年5月12日開催の取締役会において、2016年6月24日開催予定の第15期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、このうち優先株式に係る定款の一部変更については2016年6月24日開催予定の各種類株式に係る種類株主総会にも付議いたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

##### (1) 事業目的に係る定款の一部変更

第190回国会に提出された「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」においては、銀行持株会社が、認可を受けて、システム管理業務、資産運用業務等の共通・重複業務を行うことができること（同法律案による改正後の銀行法第52条の21の2）とされております。このような銀行法改正の動向等を踏まえ、今後の銀行持株会社の業務範囲等の見直しに適切に対応すべく、当社の事業目的に関する規定の一部を変更するものであります。

##### (2) 優先株式に係る定款の一部変更

- ① 丙種優先株式、己種優先株式および第4種優先株式の全部を消却したことに伴い、発行可能株式総数を減少するとともに、当該優先株式の発行可能種類株式総数に関する規定を削除するものであります。
- ② 丙種優先株式、己種優先株式および第4種優先株式の全部を消却したことに伴い、当該優先株式に関する規定を削除するものであります。
- ③ 従来より、自己資本比率規制における国際統一基準に対応した優先株式を発行することが可能でしたが、国内基準にも対応するため、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式の内容を変更し、国内基準と国際統一基準のいずれにも対応した優先株式の発行を可能とするものであります。  
なお、現時点では具体的な優先株式の発行予定はありません。
- ④ その他、上記の変更を行うことに伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 今後の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 2016年6月24日（金）

定款変更の効力発生日 2016年6月24日（金）

以上

<本件に関するお問合せ先>

りそなホールディングス コーポレートコミュニケーション部

（東京本社）TEL:03-6704-1630、（大阪本社）TEL:06-6264-5685、（埼玉分室）TEL:048-835-1524

現 行 定 款	変 更 案
<b>第 1 章 総 則</b>	<b>第 1 章 総 則</b>
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. <u>銀行その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理</u> 2. <u>その他前号の業務に付帯する業務</u>	第 2 条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 1. <u>当社の属する銀行持株会社グループの経営管理およびこれに付帯または関連する一切の業務</u> 2. <u>前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務</u>
第 3 条～第 4 条 (条文省略)	第 3 条～第 4 条 (現行どおり)
<b>第 2 章 株 式</b>	<b>第 2 章 株 式</b>
(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)
第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、 <u>6,049,520,000 株</u> とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。 普通株式 6,000,000,000 株 丙種優先株式 12,000,000 株 <u>己種優先株式 8,000,000 株</u> <u>第 4 種優先株式 2,520,000 株</u> 第 5 種優先株式 4,000,000 株 第 6 種優先株式 3,000,000 株 第一回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第二回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第三回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第四回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第一回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第二回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第三回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第四回第 8 種優先株式 10,000,000 株	第 5 条 当社が発行することのできる株式の総数は、 <u>6,027,000,000 株</u> とし、当社が発行することのできる各種の株式の総数は、次のとおりとする。ただし、第一回ないし第四回第 7 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株、第一回ないし第四回第 8 種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて 10,000,000 株を、それぞれ超えないものとする。 普通株式 6,000,000,000 株 (削除) (削除) (削除) 第 5 種優先株式 4,000,000 株 第 6 種優先株式 3,000,000 株 第一回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第二回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第三回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第四回第 7 種優先株式 10,000,000 株 第一回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第二回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第三回第 8 種優先株式 10,000,000 株 第四回第 8 種優先株式 10,000,000 株
第 6 条～第 10 条 (条文省略)	第 6 条～第 10 条 (現行どおり)
<b>第 3 章 優先株式</b>	<b>第 3 章 優先株式</b>
(優先配当金)	(優先配当金)
第 11 条 当社は、第 <u>54</u> 条に定める剰余金の配当（第 <u>54</u> 条第 1 項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株	第 11 条 当社は、第 <u>51</u> 条に定める剰余金の配当（第 <u>51</u> 条第 1 項に定める中間配当を除く）を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の登録株式質権者（以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株

現 行 定 款	変 更 案
<p>主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <p>丙種優先株式 1 株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)との合計額とする。</p> <p>(イ)基本優先配当金 1 株につき、以下の算式で定める額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する）</p> $68 \text{ 円} \times \left( 1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right)$ <p>特別優先配当金累積額： 当該優先配当の基準日までに支払われた丙種優先株式にかかる次の(ロ)の特別優先配当金（以下丙種優先株式にかかる特別優先配当金と総称する）の合計額</p> <p>公的資金残額： 600 億円 (ロ)特別優先配当金 1 株につき 120 億円を当該特別優先配当金の配当にかかる基準日における丙種優先株式の発行済株式総数で除した額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する）</p> <p>己種優先株式 1 株につき、以下の算式で定める(イ)と(ロ)との合計額とする。</p> <p>(イ)基本優先配当金 1 株につき、以下の算式で定める額（円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を四捨五入する）</p> $185 \text{ 円} \times \left( 1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{公的資金残額}} \right)$	<p>主（以下普通株主という）または普通株式の登録株式質権者（以下普通登録質権者という）に先立ち、それぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第 12 条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>特別優先配当金累積額：  <u>当該優先配当の基準日</u>  <u>までに支払われた己種</u>  <u>優先株式にかかる次の</u>  <u>(ロ)の特別優先配当金</u>  <u>(以下己種優先株式に</u>  <u>かかる特別優先配当金</u>  <u>と総称する)の合計額</u>  公的資金残額：  1,000億円  (ロ)特別優先配当金  1株につき200億円を当  該特別優先配当金の配当  にかかる基準日における  己種優先株式の発行済株  式総数で除した額(円位  未満小数第3位まで算出  し、その小数第3位を四  捨五入する)</p> <p>第4種優先株式 1株につき、その払込金  相当額(25,000円)に、  年3.970%の配当率を乗  じて算出した額(払込金  相当額25,000円に対し  992円50銭)とする。</p> <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金  相当額(25,000円)に、  年3.675%の配当率を乗  じて算出した額  (払込金相当額25,000  円に対し918円75銭)  とする。</p> <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金  額(25,000円)に、年  4.95%の配当率を乗じて  算出した額(払込金額  25,000円に対し1,237円  50銭)とする。</p> <p>第一回ないし第四回  第7種優先株式額 1株につき、その払込金  (1株につき35,000円  を上限とする。以下第一  回ないし第四回第7種優  先株式につき同じ)に、  発行に先立って取締役会  の決議をもって定める方  法によって決定される配  当率を乗じて算出した額  を、金銭にて支払う。た  だし、配当率は、固定配  当率の場合は年10%を、  変動配当率の場合は  LIBOR、TIBOR、スワップ</p>	<p>(削除)</p> <p>第5種優先株式 1株につき、その払込金  相当額(25,000円)に、  年3.675%の配当率を乗  じて算出した額  (払込金相当額25,000  円に対し918円75銭)  とする。</p> <p>第6種優先株式 1株につき、その払込金  額(25,000円)に、年  4.95%の配当率を乗じて  算出した額(払込金額  25,000円に対し1,237円  50銭)とする。</p> <p>第一回ないし第四回  第7種優先株式額 1株につき、その払込金  (1株につき35,000円  を上限とする。以下第一  回ないし第四回第7種優  先株式につき同じ)に、  発行に先立って取締役会  の決議をもって定める方  法によって決定される配  当率を乗じて算出した額  を、金銭にて支払う。た  だし、配当率は、固定配  当率の場合は年10%を、  変動配当率の場合は  LIBOR、TIBOR、スワップ</p>

現 行 定 款	変 更 案																											
<p>レートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第一回ないし第四回第8種優先株式額 1株につき、その払込金(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p>	<p>レートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>第一回ないし第四回第8種優先株式額 1株につき、その払込金(1株につき35,000円を上限とする。以下第一回ないし第四回第8種優先株式につき同じ)に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>																											
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第12条 当社は、第54条第1項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額(丙種優先株主および己種優先株主にあっては、第11条第1項に定める基本優先配当金の額)の2分の1を上限として、中間配当金(本定款において、優先中間配当金という)を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第12条 当社は、第51条第1項に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、中間配当金(本定款において、優先中間配当金という)を支払う。</p>																											
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <table border="0" data-bbox="175 1680 766 1859"> <tr> <td>丙種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>己種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>12,500円</td> </tr> <tr> <td>第4種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>第5種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>第6種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>25,000円</td> </tr> </table> <p>第一回ないし第四回第7種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上</p>	丙種優先株式	1株につき	5,000円	己種優先株式	1株につき	12,500円	第4種優先株式	1株につき	25,000円	第5種優先株式	1株につき	25,000円	第6種優先株式	1株につき	25,000円	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <table border="0" data-bbox="925 1680 1500 1792"> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(削除)</td> </tr> </table> <table border="0" data-bbox="925 1792 1500 1859"> <tr> <td>第5種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>第6種優先株式</td> <td>1株につき</td> <td>25,000円</td> </tr> </table> <p>第一回ないし第四回第7種優先株式 1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上</p>		(削除)		(削除)		(削除)	第5種優先株式	1株につき	25,000円	第6種優先株式	1株につき	25,000円
丙種優先株式	1株につき	5,000円																										
己種優先株式	1株につき	12,500円																										
第4種優先株式	1株につき	25,000円																										
第5種優先株式	1株につき	25,000円																										
第6種優先株式	1株につき	25,000円																										
	(削除)																											
	(削除)																											
	(削除)																											
第5種優先株式	1株につき	25,000円																										
第6種優先株式	1株につき	25,000円																										

現 行 定 款	変 更 案
<p>第一回ないし第四回 第8種優先株式</p> <p>限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p>	<p>第一回ないし第四回 第8種優先株式</p> <p>限は120%とし、下限は80%とする。</p> <p>1株につき、その払込金額に、発行に先立って取締役会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は120%とし、下限は80%とする。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>第14条 (条文省略)</p>	<p>第14条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権)</p> <p>第15条 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第53条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第53条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第53条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第15条 優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第50条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第50条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、優先配当金の全額を受けの旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第50条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。</p>
<p>(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等)</p>	
<p>第16条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>優先株式(第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第一回ないし第四回第7種優先株式および第一回ないし第四回第8種優先株式を除く)</u>について株式の併合または分割は行わない。</p>	
<p>② 当会社は、<u>優先株主(第4種優先株式を有する株主(以下第4種優先株主という)、第5種優先株式を有する株主(以下第5種優先株主という)、第6種優先株式を有する株主(以下第6種優先株主という)、第一回ないし第四回第7種優先株式を有する株主(以下第一回ないし第四回第7種優先株主という)および第一回ないし第四回第8種優先株式を有する株主(以下第一回ないし第四回第8種優先株主という)を除く)</u>に対しては、<u>会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>てを行わず、同法第 202 条第 1 項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第 241 条第 1 項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p>	
<p><u>(優先株式の取得請求権)</u>  第 17 条 <u>優先株主（第 4 種優先株主、第 5 種優先株主、第 6 種優先株主、第一回ないし第四回第 7 種優先株主および第一回ないし第四回第 8 種優先株主を除く）は、附則で定める取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有する優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当該優先株主に対し当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(優先株式の取得条項)</u>  第 18 条 <u>取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式 1 株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式（ただし、1 株未満の端数は切り捨てる）を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式 1 株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</u></p> <p><u>丙種優先株式 1 株につき 1,667 円</u>  <u>己種優先株式 1 株につき 3,598 円</u></p> <p><u>② 優先株式については、前項の払込金相当額は、それぞれ次に定める金額とする。</u></p> <p><u>丙種優先株式 1 株につき 5,000 円</u>  <u>己種優先株式 1 株につき 12,500 円</u></p> <p><u>③ 第 1 項の普通株式数の算出に当たって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条の規定によりこれを取扱う。</u></p>	(削除)
<p><u>(第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式の取得条項)</u></p>	(優先株式の取得条項)
<p>第 19 条 <u>当会社は、平成 25 年 8 月 31 日以降の日であつて、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第 4 種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第 4 種優先</u></p>	<p>第 16 条 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>株式1株につき、金 25,000 円に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額の金銭を支払う。</p> <p>② （条文省略）</p> <p>③ （条文省略）</p> <p>④ （条文省略）</p> <p>⑤ （条文省略）</p> <p>⑥ 当社は、第一回ないし第四回第 8 種優先株式について、自己資本比率規制に基づき、当会社に関して元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる場合として発行に先立って取締役会の決議をもって定める一定の事由が生じたときは、当該決議で定める当該事由が生じた後の一定期間内の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める日、または当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日に、<u>当該優先株式の全部を無償で取得する。</u></p> <p>⑦ 第 1 項ないし第 5 項に基づき、<u>第 4 種優先株式、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式または第一回ないし第四回第 8 種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</u></p>	<p>（現行どおり）</p> <p>② （現行どおり）</p> <p>③ （現行どおり）</p> <p>④ （現行どおり）</p> <p>⑤ 当社は、第一回ないし第四回第 7 種優先株式および第一回ないし第四回第 8 種優先株式について、自己資本比率規制に基づき<u>当該優先株式の取得が必要となる場合として、発行に先立って取締役会の決議をもって定める一定の事由（当会社に関して元本の削減もしくは普通株式への転換または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ当会社が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められる場合として定める事由（以下実質破綻事由という）、もしくは一定の期日の到来（以下強制転換事由という）のいずれかまたは両方の事由とする）が生じたときは、当該優先株式の全部を取得するものとし、実質破綻事由が生じた場合には、当該実質破綻事由が生じた後の一定期間（当該決議によって定めるものとする）内の日であって、会社法第 168 条第 1 項の規定に従って代表執行役が別に定める日、もしくは当該別に定める日が存在しないときは当該一定期間の末日に、無償で取得し、強制転換事由が生じた場合には、当該強制転換事由が生じた日に、普通株式の交付と引換えに取得する。当該優先株式の取得と引換えに普通株式を交付する場合のその数の算定方法等、その他の取得の条件は、市場実勢、当該優先株式に係る残余財産の分配額等を勘案して、当該優先株式の発行に先立って相当な範囲内において取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>⑥ 第 1 項ないし第 4 項に基づき、第 5 種優先株式、第 6 種優先株式、第一回ないし第四回第 7 種優先株式または第一回ないし第四回第 8 種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</p>
<p>第 20 条 （条文省略）</p>	<p>第 17 条 （現行どおり）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 株 主 総 会</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 4 章 株 主 総 会</b></p>
<p>第 21 条～第 26 条 （条文省略）</p>	<p>第 18 条～第 23 条 （現行どおり）</p>
<p>（種類株主総会）</p> <p>第 27 条 第 21 条第 2 項および第 3 項、第 22 条、第 25 条ならびに第 26 条の規定は、種類株主総会にこれを</p>	<p>（種類株主総会）</p> <p>第 24 条 第 18 条第 2 項および第 3 項、第 19 条、第 22 条ならびに第 23 条の規定は、種類株主総会にこれを</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>準用する。</p> <p>② 第 24 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の種類株主総会決議に、同条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。</p> <p>③ 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、<u>第 4 種優先株主、第 5 種優先株主、第 6 種優先株主、第一回ないし第四回第 7 種優先株主および第一回ないし第四回第 8 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>	<p>準用する。</p> <p>② 第 <u>21</u> 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の種類株主総会決議に、同条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。</p> <p>③ 当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、<u>第 5 種優先株主、第 6 種優先株主、第一回ないし第四回第 7 種優先株主および第一回ないし第四回第 8 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第 5 章 取締役および取締役会</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 5 章 取締役および取締役会</b></p>
<p>第 <u>28</u> 条～第 <u>32</u> 条の 2 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 <u>33</u> 条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 第 <u>38</u> 条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前 2 項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p>	<p>第 <u>25</u> 条～第 <u>29</u> 条の 2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 <u>30</u> 条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 第 <u>35</u> 条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前 2 項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p>
<p>第 <u>34</u> 条～ 第 <u>37</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 指名・監査・報酬委員会</b></p>	<p>第 <u>31</u> 条～第 <u>34</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 6 章 指名・監査・報酬委員会</b></p>
<p>第 <u>38</u> 条～ 第 <u>41</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 7 章 執行役</b></p>	<p>第 <u>35</u> 条～第 <u>38</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 7 章 執行役</b></p>
<p>第 <u>42</u> 条～第 <u>48</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章 会計監査人</b></p>	<p>第 <u>39</u> 条～第 <u>45</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 8 章 会計監査人</b></p>
<p>第 <u>49</u> 条～第 <u>51</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 章 計 算</b></p>	<p>第 <u>46</u> 条～第 <u>48</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 章 計 算</b></p>
<p>第 <u>52</u> 条～第 <u>55</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>【附 則】</b></p>	<p>第 <u>49</u> 条～第 <u>52</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第 1 条 <u>丙種第一回優先株式(本条において以下本優先株式という)について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>1. 取得を請求し得べき期間</p> <p><u>平成 30 年 3 月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容</p> <p>本優先株式を有する優先株主（本条において以下本優先株主という）は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額</p> <p>引換価額は、1,501円とする。</p> <p>ロ. 引換価額の修正</p> <p>引換価額は、平成30年3月期にかかる定時株主総会の開催日まで毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が1,501円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額（以下調整後引換価額という）が1,333円を下回る場合には、1,333円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \frac{\text{調整前引換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + 1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を發行または自己株式である普通株式</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>を処分する場合</u> 調整後引換価額は、払込期日の翌日 または払込期間の末日の翌日以降、 または株主に対する割当てのための 基準日がある場合はその日の翌日以 降、これを適用する。</p> <p>② <u>株式の分割または株式無償割当て</u> により普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割また は株式無償割当てのための基準日の 翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ <u>引換価額調整式に使用する時価を</u> 下回る価額をもって当会社の普通株 式の交付を請求できる取得請求権付 株式または新株予約権（新株予約権 付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または 新株予約権の発行日に、または株主 に対する割当てのための基準日があ る場合はその日の終わりに、発行さ れる株式の全部が取得されてこれと 引換えに普通株式が交付され、また はすべての新株予約権が行使された ものとみなし、その発行日の翌日以 降、またはその基準日の翌日以降、 これを適用する。以降の調整におい て、かかるみなし株式数は、実際に 当該取得または新株予約権の行使が なされた結果発行された株式数を上 回る限りにおいて、既発行の普通株 式数に算入される。</p> <p>④ <u>当会社の普通株式の交付を請求で</u> きる取得請求権付株式または新株予 約権（新株予約権付社債を含む）で あって、普通株式の引換価額または 新株予約権の行使価額が発行日に決 定されておらず、後日一定の日（以 下価額決定日という）の時価を基準 として決定されるものとされている 株式または新株予約権を発行した場 合において、決定された普通株式の 引換価額または新株予約権の行使価 額が引換価額調整式に使用する時価 を下回る場合 調整後引換価額は、当該価額決定日 に残存する株式の全部が取得されて これと引換えに普通株式が交付さ れ、またはすべての新株予約権が行 使されたものとみなし、当該価額決 定日の翌日以降、これを適用する。 以降の調整において、かかるみなし 株式数は、実際に当該取得または新 株予約権の行使がなされた結果発行</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</u></p> <p>(2) <u>前記 (1) 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が合理的に相当と判断する引換価額に変更される。</u></p> <p>(3) <u>引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハに準じて調整する。</u></p> <p>(4) <u>引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</u></p> <p>(5) <u>引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</u></p> <p>① <u>前記 (1) ①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</u></p> <p>② <u>前記 (1) ②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</u></p> <p>③ <u>前記 (1) ③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>式の引換価額または新株予約権の行使価額</u></p> <p>④ <u>前記 (1) ④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</u></p> <p>(6) <u>引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が 10 円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</u></p> <p>ニ、<u>本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</u>  <u>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。</u></p> $\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の払込金相当額 (1株あたり 5,000 円) の総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(己種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第 2 条 <u>己種第一回優先株式 (本条において以下本優先株式という) について、第 17 条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>1. <u>取得を請求し得べき期間</u>  <u>平成 30 年 3 月期にかかる定時株主総会の開催日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</u></p> <p>2. <u>取得請求権の内容</u>  <u>本優先株式を有する優先株主 (本条において以下本優先株主という) は、取得を請求し得べき期間中、当該本優先株主の有する本優先株式を当社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。</u></p> <p>イ、<u>引換価額</u>  <u>引換価額は、3,240 円とする。</u></p> <p>ロ、<u>引換価額の修正</u>  <u>引換価額は、平成 30 年 3 月期にかかる定時株主総会の開催日まで毎年 7 月 1 日 (以下修正日という) に、修正日現在における時価 (以下修正後引換価額という) に修正される。ただし、修正後引換価額が 3,240</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>円（ただし、下記ハ. により調整する。以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ. に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ. に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額（以下調整後引換価額という）が1,000円を下回る場合には、1,000円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \times \text{調整前引換価額}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合 調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記 (1) 各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記 (1) ③号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。 ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ. に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</p> <p>本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p>	

